

各務原市景観計画

Landscape Planning of Kakamigahara City

【概要版】



『かかみがはら』に

ふさわしい景観づくりに向けて・・・



各務原市

City of Kakamigahara

2019



各務原市景観計画について

- この計画は、景観法第8条に規定する“現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画”として策定したものです。
- この計画は、平成16年度に基本案を策定し、平成17年度に決定した“各務原市景観基本計画”の内容を受けて策定するものであり、良好な景観の形成に関する基本的な理念や目標等は全面的に継承しています。
- この計画は、策定段階から市民や関係者の意見を聴きながら計画づくりを進めてきました。計画の実現に向けては、市民・企業・行政の協働による取り組みが大切です。



理 念

『かかみがはら』の景観をひとりひとりが考え みんなの手でつくる

- 歩くことが楽しく、山や川の豊かな自然を暮らしの中で感じられるように、市全体を緑豊かな都市とみなし、それにふさわしい都市の景観を市民ひとりひとりの手で創出することにより幸せを実感でできるよう、本市の良好な景観の形成のための理念とします。



『かかみがはら』にふさわしい景観づくりに向けて・・・

- 水と緑あふれる景観に愛着心や親近感が持てるようにしよう
- 広がりのある心地良い景観を大切にしよう
- 楽しく歩け、ゆったり憩える場所にしよう
- 歴史、風土に根ざした景観により個性を表現しよう
- 景観について考え、創り、育てよう
- 身近な景観にも目を向けてみよう



方 針

森の風景区域

田園と歴史の風景区域とコントラストをなす里山の自然景観を維持し、まとまりのある大きな緑の財産として保全・管理していきます。

川の風景区域

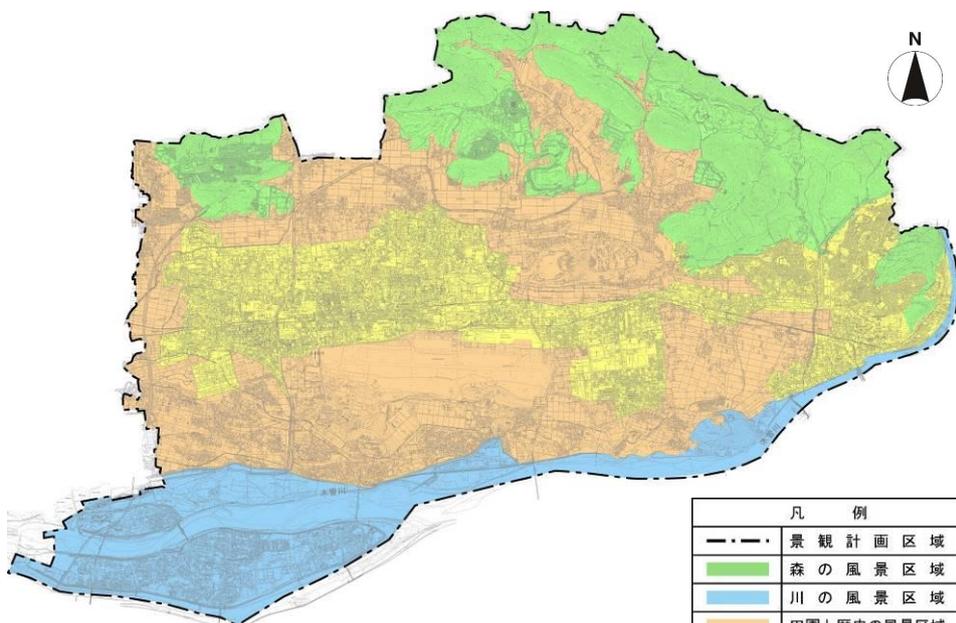
木曾川を自然景観の軸として、緑の連続性を確保するとともに、沿岸区域は、この自然景観と調和する景観を形成していきます。

田園と歴史の風景区域

森の風景区域とコントラストをなす広がりある田園景観と、点する農村集落及び歴史的資源を保全・再生していきます

まちの風景区域

まちの中に豊かな森を形成していきます。
憩いの場となる安全で美しいまち並みを形成していきます。



建築物の高さの最高限度

- 住環境の保護、眺望の保全のため、建築物の高さの最高限度を定めます。
- 建築物の高さの最高限度は、市内の景観特性を踏まえて設定しました。



良好な景観の形成のための取り組み

屋外広告物

屋外広告物は、景観を形成する重要な要素であり、一方で良好な景観の形成に大きな影響を与えることもあります。各務原市屋外広告物条例の強化により不揃いな広告物の整理と、乱立による景観阻害を防ぐため、景観行政と屋外広告物行政とを一体的に行っていきます。



看板の少ない木曾川堤防道路

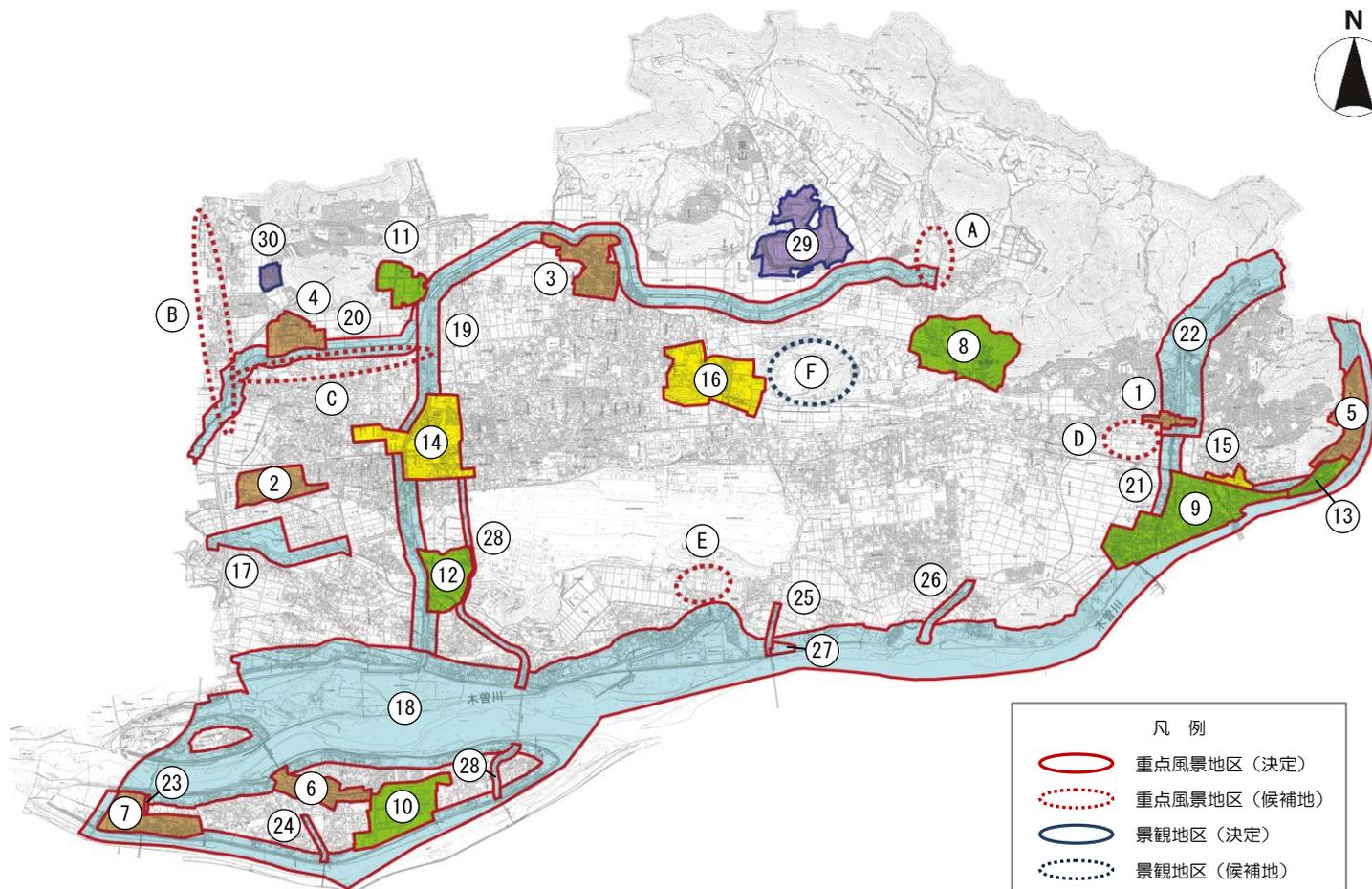
木曾川景観協議会

木曾川中流域は日本ラインの渓谷、国宝犬山城、旧川上貞奴別荘、鶴沼城址、伊木山など日本でも有数の景勝地と観光地です。これらの地域は、愛知県犬山市と協働で名勝地に相応しい景観の保全・形成を目指します。



木曾川上流の渓谷美

●特に重点的に良好な景観の保全・形成を行っていく地区を重点風景地区（決定28地区＋候補地5地区）として定めています。また、良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として景観地区（決定2地区＋候補地1地区）を指定しています。これらの地区で建築行為などを行うときは、行為の制限（風景形成基準）がかかり、行為届出が必要になります。



歴史的資源・風致を有する地区		自然景観を有する地区		主要な道路・河川に隣接する地区	
1	中山道鶉沼宿地区	8	おがせ池地区	17	岐阜各務原 I C 周辺地区
2	中山道新加納立場地区	9	木曾川河畔地区	18	木曾川沿い地区
3	加佐美神社地区	10	エーザイ川島工園地区	19	新境川沿い地区
4	旗本徳山陣屋地区	11	権現山東部地区	20	境川沿い地区
5	宝積寺地区	12	三井山地区	21	大安寺川沿い地区
6	河跡湖公園地区	13	木曾川河畔上流地区	22	坂祝バイパス沿線地区
7	ごんぼ積み地区	都市施設が集積している地区		23	渡橋周辺地区
A	村国座周辺地区	14	都心ルネサンス地区	24	河田橋周辺地区
		15	鶉沼駅前地区	25	愛岐大橋周辺地区
		16	市民会館周辺地区	26	(仮称)新愛岐大橋周辺地区
				27	前渡東町地区
				28	各務原大橋通り沿線地区
				B	日野岩地大野線沿線地区
				C	岐阜鶉沼線沿線地区
				D	鶉沼西町第二地区周辺地区
				E	前渡西町地区
				良好な景観の形成を積極的に推進していく地区	
				29	テクノプラザ景観地区
				30	グリーンランド柄山景観地区
				F	各務山周辺地区

※各地区の景観形成基準は、ウェブサイトなどで閲覧することができます。

大規模な行為に関する制限

- 大規模な行為（高さ20m、階数6、延べ床面積1,000㎡を超える建築物など）を行うときは、景観形成基準を守り、行為届出が必要となります。

【景観に配慮した建築例】



●良好な景観の形成に必要な景観形成基準【建築物】 ※詳細は大規模行為景観形成ガイドラインをご覧ください。

配 置	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
	周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。
	道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。
外 構	駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。
	道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。
高 さ	塼、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。
	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
形 態	統一感のあるまち並み形成に配慮する。
	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
	周辺の景観及びまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。
	建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
意 匠	アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。
	外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。
色 彩	基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
	周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。
素 材	時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。
	清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。
附属建築物 及び 附属設備	車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
	附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。
	屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。
緑 化	敷地内は可能な限り緑化に努める。
	道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
	樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。
照 明	使用光源は穏やかなものとし、周囲の環境に配慮する。
	ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。
屋外広告物	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努めるとともに、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。

※大規模な行為に該当するものについての詳細は各務原市景観計画（本編）をご覧ください。

※工作物、土地の開墾・形質の変更、土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、土石・廃棄物・再生資源等の堆積についても景観形成基準がありますので、詳細は各務原市景観計画（本編）をご覧ください。

※大規模な建築物等の色彩に関する技術的細目については各務原市色彩ガイドラインをご覧ください。

色彩指針

● おすすめの色と避けた方がよい色

風景区域毎に、おすすめの色と避けた方がよい色の範囲をマンセル表色系によって規定します。

・ おすすめの色

基調色（ベースカラー）として推奨する色（おすすめの色）を規定しています。従属色（アソートカラー）としてもおすすめします。

・ 避けた方がよい色

地域の特徴を表している色彩との馴染みが悪く、地域の色彩景観から突出して周辺景観に悪影響を与えると思われる高彩度色を、避けた方がよい色として規定しています。強調色（アクセントカラー）として使用することができます。

・ どちらにも属さない色

上記のどちらにも属さない色は地域に即した色に成り得る場合も、そうでない場合もあると考えられる色です。したがって、使用には十分な調査検討をした上で慎重に見極める必要があります。使用可否については、各務原市景観アドバイザーまたは各務原市景観審議会の意見を聞いたうえで色彩使用の良否を判断するものとします。

● 色彩構成の割合

基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の3つの色彩を全て用いる場合、70：25：5 の割合（％）を基本に色彩計画を立ててください。強調色の割合を基調色または従属色の割合へ、従属色の割合を基調色の割合へ加えることができます。

※基調色（ベースカラー）とは最も大きい面積を占め基本となる色、従属色（アソートカラー）とはベースカラーを引き立て安定させる色、強調色（アクセントカラー）とは少面積で配色全体を引き締め彩りを与える色のことです。

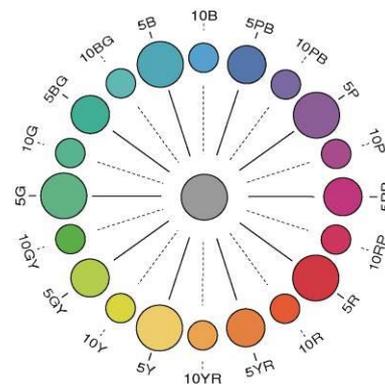
《参考1》

マンセル表色系

色相、明度、彩度という3つの要素の組み合わせによって一つの色彩を表現しています。色相とは赤や緑、青といった「色合い」、明度とは「色の明るさ（明暗）」の度合い、彩度とは「色の鮮やかさ」の度合いを表します。

マンセル値は色相を0～10の数字と記号（赤はR、黄赤はYR、黄はYなど）で示し、次に明度を0（完全暗黒）から10（完全純白）の数字で、最後に彩度を0（無彩色）から始まる数字で表します。明度と彩度の数字の間は判別のために /（スラッシュ）を入れます。

※例えば… 5R 4 / 10 というような表記になります。
 （色相）（明度） （彩度）



マンセル色相環

◆ 避けた方がよい色（外壁と屋根）

区 域	色 相	明 度	彩 度
全風景区域共通	OR～4.9R 5.1Y～10Y	—	5 以上
	5R～5Y	—	7 以上
	上記以外	—	2.5 以上

〔 高彩度の色があてはまります 〕



◆おすすめの色（外壁）

区域		色相	明度	彩度
森の風景区域		5YR~5Y	5以上10未満	4未満
		無彩色	—	—
川の風景区域		5R~5Y	5以上8未満	7未満
		無彩色	—	—
田園と歴史の風景区域		5R~5Y	5以上10未満	7未満
		無彩色	—	—
まちの風景区域	住宅地	5R~5Y	5以上10未満	4未満
		無彩色	—	—
	商業地	OR~4.9R 5.1Y~10Y	5以上10未満	5未満
		5R~5Y	5以上10未満	7未満
		上記以外	5以上10未満	2.5未満
		無彩色	—	—
	工業地	OR~4.9R 5.1Y~10Y	5以上10未満	2.5未満
		5R~5Y	5以上10未満	4未満
		上記以外	5以上10未満	1.5未満
		無彩色	—	—

◆おすすめの色（屋根）

区域	色相	明度	彩度
全風景区域共通	OR~4.9R 5.1Y~10Y	5未満	2.5未満
	5R~5Y	5未満	4未満
	上記以外	5未満	1.5未満
	無彩色	—	—

● 特例措置

良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは各務原市色彩ガイドラインの色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。

木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、各務原市色彩ガイドラインの色彩基準の対象外とします。

《参考2》

高彩度色・低彩度色

本色彩ガイドラインでは高彩度、低彩度を以下のように定めています。

色相 トーン		OR~4.9R（赤）系 5.1Y~10Y（黄）系	5R（赤）~YR~5Y（黄）系	その他の色相
彩度	高彩度	5以上	7以上	2.5以上
	中彩度	2.5以上5未満	4以上7未満	1.5以上2.5未満
	低彩度	2.5未満	4未満	1.5未満



景観重要建造物の指定の方針

- 外観が景観上特に優れているもので、以下のような建造物は、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を推奨していきます。※ 公共の場所から見ることのできる位置にあるものに限りです。

歴史的景観に寄与しているもの

造形の規範になっているもの

再現することが容易でないもの

歴史的様式を継承したものや地域のシンボリック的存在となっているもの



坂井家住宅 主屋
(景観重要建造物：指定番号 0001 号)



菊川酒造 本蔵
(景観重要建造物：指定番号 0004 号)



安田家住宅 主屋
(景観重要建造物：指定番号 0007 号)



景観形成樹木の指定の方針

- 樹容が景観上特に優れているもので、以下のような樹木は、景観法第28条第1項に規定する景観重要樹木の指定を推奨していきます。※ 公共の場所から見ることのできる位置にあるものに限りです。

1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木

株立ちした樹木で高さが3m以上の樹木

地域のシンボリック的存在となっているもの



各務原市都市景観賞

- 都市景観賞は「美しいまち・かかみがはら」にふさわしい建築物やまちなみをはじめ、美しいまちの実現に向けた活動を行っている団体などに贈る賞です。

同賞は「建築物」「まちなみ」「まちづくり活動」の3つの部門で市民の皆さんから応募していただき、表彰しています。これからも美しいかかみがはらの風景を守り、育てていきましょう。



建築物部門

迎賓館 サクラヒルズ 川上別荘



まちなみ部門

野立て看板の無いごんぼ積み集落



まちづくり活動部門

中山道鶴沼宿まちづくりの会